# 標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令 （平成二十一年内閣府令第二号）

#### 第一条（表一の項関係）

標準的な官職を定める政令本則の表（以下「表」という。）一の項第二欄第二号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、農林水産技術会議の事務局の筑波産学連携支援センターとする。

##### ２

表一の項第二欄第四号の内閣官房令で定める地方支分部局は、経済産業局の支局とする。

##### ３

表一の項第二欄第六号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、地方海難審判所の支所とする。

##### ４

表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  郵政民営化推進本部に関する事務等を掌理するもの
* 二  
  拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務を掌理するもの
* 三  
  TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの
* 四  
  前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの
* 五  
  内閣官房副長官を助け、国土強靱じん  
  化推進本部に関する事務を整理するもの
* 六  
  内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの
* 七  
  特定複合観光施設区域の整備の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するもの
* 八  
  内閣官房に置かれた新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務を掌理するもの

##### ５

表一の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ６

表一の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ７

表一の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、イからホまでに掲げるとおりとする。
* 二  
  表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等のうち、運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の所掌事務を分掌する内部組織に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二条（表二の項関係）

表二の項第一欄の内閣官房令で定める事務は、海上保安庁本庁及び管区海上保安本部における警備救難業務の実施、船舶交通の障害の除去の実施等に関する事務並びに管区海上保安本部の事務所のつかさどる事務とする。

##### ２

表二の項第二欄第三号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、管区警察局の府県情報通信部及び四国警察支局の県情報通信部とする。

##### ３

表二の項第二欄第四号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、東京都警察情報通信部の多摩通信支部及び北海道警察情報通信部の方面情報通信部とする。

##### ４

表二の項第二欄第九号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、次に掲げる部局又は機関等とする。

* 一  
  警視庁（第三号及び第四号に掲げる部局又は機関等を除く。以下同じ。）
* 二  
  都警察の警察署
* 三  
  警視庁警察学校
* 四  
  都警察の管轄区域の特定の区域における警察の事務の連絡調整その他の事務を行わせるため、当該区域ごとに置かれる部局又は機関等（以下「警視庁方面本部」という。）
* 五  
  道府県警察本部（次号、第七号、第九号及び第十号に掲げる部局又は機関等を除く。以下同じ。）
* 六  
  警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十一条第一項に規定する方面本部（以下「道警察方面本部」という。）
* 七  
  市警察部
* 八  
  道府県警察の警察署
* 九  
  道府県警察学校
* 十  
  大阪府警察の管轄区域の特定の区域における警察の事務の連絡調整その他の事務を行わせるため、当該区域ごとに置かれる部局又は機関等（以下「大阪府警察方面本部」という。）

##### ５

表二の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ６

表二の項第三欄第二十三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  表二の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。以下「内閣官房令第二条第六項第一号機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 二  
  表二の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等のうち、管区海上保安本部の海上保安航空基地及び航空基地（以下「航空基地等」という。）の航空機の運航に必要な事務を分掌する内部組織に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ７

表二の項第三欄第二十五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  表二の項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。以下「警察庁の附属機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 二  
  表二の項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等のうち、皇宮警察本部の護衛署（以下「護衛署」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ８

表二の項第三欄第二十七号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ９

表二の項第三欄第二十九号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### １０

表二の項第三欄第三十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  警視庁に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 二  
  都警察の警察署に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 三  
  警視庁警察学校に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 四  
  警視庁方面本部に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 五  
  道府県警察本部に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 六  
  道警察方面本部に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 七  
  市警察部に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 八  
  道府県警察の警察署に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 九  
  道府県警察学校に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 十  
  大阪府警察方面本部に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### １１

表二の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  大型船（総トン数六百トン以上の船舶（消防船を除く。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 二  
  中型船（総トン数二百三十トン以上六百トン未満の船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 三  
  小型船（総トン数百七十トン以上二百三十トン未満の船舶及び消防船をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 四  
  大型艇（総トン数四十トン以上百七十トン未満の船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 五  
  中小型艇（総トン数四十トン未満の船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第三条（表三の項関係）

表三の項第三欄第九号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表三の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表三の項第三欄第十四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ４

表三の項第三欄第十五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第四条（表四の項関係）

表四の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第五条（表五の項関係）

表五の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表五の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第六条（表六の項関係）

表六の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表六の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第七条（表七の項関係）

表七の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表七の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第八条（表八の項関係）

表八の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第九条（表九の項関係）

表九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十条（表十の項関係）

表十の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十一条（表十一の項関係）

表十一の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十二条（表十二の項関係）

表十二の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十三条（表十三の項関係）

表十三の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十四条（表十四の項関係）

表十四の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表十四の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十五条（表十五の項関係）

表十五の項第一欄の内閣官房令で定める船舶は、島に置かれる行政機関の職員の移動等又は港湾工事のための調査、油回収等に用いられ、専ら平水区域又は沿海区域を航行する総トン数（国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶にあっては、国際総トン数をいう。以下同じ。）二百トン未満の船舶とする。

##### ２

表十五の項第一欄の内閣官房令で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  守衛、巡視等が従事する監視、警備等の事務
* 二  
  用務員、労務作業員等が従事する庁務又は労務に関する事務
* 三  
  自動車運転手、車庫長等が従事する事務
* 四  
  機械工作工、電工、大工、石工、印刷工、製図工、ガラス工、皮革工等が従事する製作、修理、加工等の事務
* 五  
  建設機械操作手、ボイラー技士等が従事する機器の運転、操作、保守等の事務
* 六  
  電話交換手が従事する事務
* 七  
  理容師、美容師、調理師、裁縫手等が従事する家政的事務
* 八  
  前項に規定する船舶の航行に関する事務
* 九  
  前各号に準ずる技能的な事務

##### ３

表十五の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十六条（表十六の項関係）

表十六の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  大型船舶（遠洋区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数千六百トン以上の船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 二  
  中型船舶（遠洋区域を航行区域とする総トン数五百トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数二十トン以上千六百トン未満の船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。
* 三  
  小型船舶（近海区域を航行区域とする総トン数二十トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。以下同じ。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十七条（表十七の項関係）

表十七の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十八条（表十八の項関係）

表十八の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第十九条（表十九の項関係）

表十九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十条（表二十の項関係）

表二十の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十一条（表二十一の項関係）

表二十一の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十一の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表二十一の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ４

表二十一の項第三欄第五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十二条（表二十二の項関係）

表二十二の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十二の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表二十二の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十三条（表二十三の項関係）

表二十三の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十三の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表二十三の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十四条（表二十四の項関係）

表二十四の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十四の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十五条（表二十五の項関係）

表二十五の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十五の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表二十五の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ４

表二十五の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ５

表二十五の項第三欄第五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十六条（表二十六の項関係）

表二十六の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十六の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十七条（表二十七の項関係）

表二十七の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十八条（表二十八の項関係）

表二十八の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ２

表二十八の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

##### ３

表二十八の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第二十九条（表二十九の項関係）

表二十九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

#### 第三十条（表三十の項関係）

表三十の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

# 附　則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年一一月一三日内閣府令第六六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年四月二八日内閣府令第二五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年四月二六日内閣府令第二五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年七月一一日内閣府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年七月二六日内閣府令第四九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年八月一四日内閣府令第五〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年五月二九日内閣府令第四三号）

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

# 附則（平成二六年七月一〇日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一月二〇日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一〇月一日内閣官房令第九号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月七日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二三日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、平成二十九年三月二十四日から施行する。

# 附則（平成二九年七月一四日内閣官房令第七号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月二七日内閣官房令第五号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条第四項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とする部分を除く。）は、平成三十年八月一日から施行する。

# 附則（平成三一年四月一日内閣官房令第四号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月九日内閣官房令第三号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月二五日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年四月一日内閣官房令第二号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。